

第 28 号 議 案

自然公園内県営公園施設条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 8 年 3 月 11 日

長 崎 県 知 事 平 田 研

自然公園内県営公園施設条例の一部を改正する条例

自然公園内県営公園施設条例（昭和32年長崎県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）		
県営公園施設を設置する自然公園の名称	県営公園施設の名称	設置場所	県営公園施設を設置する自然公園の名称	県営公園施設の名称	設置場所
雲仙天草国立公園	略	略	雲仙天草国立公園	略	略
	<u>仁田峠インフォメーションセンター</u>				
略			略		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

仁田峠インフォメーションセンターの県営公園施設への追加に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。